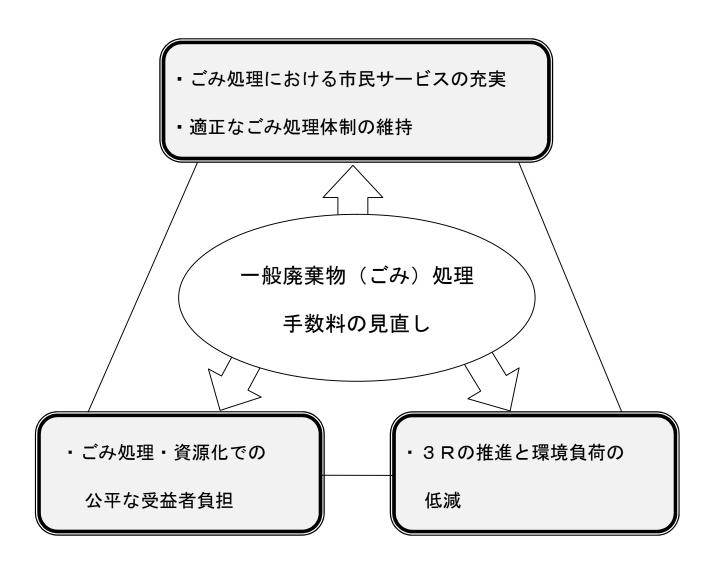
一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて

### 一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しについて 【概要】



#### 一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直しのフロー【詳細】

#### 1. ごみ処理に関する市民サービスの充実

## (1)収集回数の拡充による 排出利便の向上

・地域の集積所管理の負担に配慮 しつつ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の収集を月2回に し、排出利便を高め、リサイクル 推進を図る。

#### (2)排出困難者への支援

- ・高齢者等でごみ排出が困難な市民向 けに戸別収集の仕組みを導入し、適 正排出を支援する。
- ・市民が等しくごみの資源化に取り組めるよう、排出困難者を支援・サポートする体制づくりの検討など。

#### 2. 適正なごみ処理体制の維持

#### (1)廃棄物処理施設の整備・維持管理

・清掃事務所の長寿命化工事、最終処分場整備事業、リサイクルプラザの改修など、本市の適正かつ安定的なごみ処理体制の維持を図る。

#### 財源を活用

#### 3. ごみ処理手数料の見直し

# (1)ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの3品目の有料化

- ・プラスチックごみのリサイクルに向けて、分 別区分の見直しを行い、収集回数の拡充 を検討しているが、その一方でごみの減 量への取り組みも不可欠となる。
- ・有料化により不燃ごみの減量への動機づけを図るとともに、ごみの排出量に応じた 費用を負担することにより、公平な受益者 負担の実現を目指す。

## (2)可燃ごみの手数料 見直し(値上げ)

- ・可燃ごみからプラスチック製 包装・袋類や、紙類の資源 物の分別促進を図るととも に、食品ロス、生ごみなど、 発生抑制が可能なごみの減 量を推進する。
- ・消費税率の引上げ等による ごみ処理費用増への対応。

#### (3)清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

- ・ごみ排出は舞鶴市では収集を基本としており、直接搬入は臨時的なものとの 位置付け。
- ・こうした中、増加する直接搬入の抑制を図り、施設周辺環境の改善、直接搬入を利用できる人とできない人の公平な受益者負担の実現を図る。

# こみの資源化

# 環境負荷の低減

み

の

発

生

抑

制(ごみの減量

# ライフスタイルを転換し、持続可能な地域へ

#### 公平な受益者負担

#### 1. ごみ処理に関する市民サービスの充実

#### (1)収集回数の拡充による排出利便の向上

#### ①ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集の実施

- 不燃ごみ7種9分別を実施し、リサイクル対象品目の拡大を行ったことにより、プラスチックごみの資源化を進めることとなった。一方で、家庭で保管するごみ量が増加し、課題となっている。
- 集積所を管理する自治会の地域負担に配慮しつつ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の収集回数を月2回とし、排出機会の拡充を図ることによりさらなるリサイクルの推進を図る。

#### 【実施時期】

● 不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ)の有料化時

#### 【第4期審議会答申】

- ●基本方針③において、「ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。
  - ③…ペットボトルとプラスチック容器包装類の収集回数の拡充
- ●収集回数の少なさは市民のごみ出し利便を損ねるだけではなく、本市における資源化率低下の要因の一つになっている可能性もある。
- ●月2回収集は最低限の回数とし、本市においても他市の事例を参考に 月4回収集など収集回数の拡充について検討を進められたい。
- ●ごみ集積所に関しては、他市では、可燃ごみと不燃ごみ・資源ごみを同じ集積所で収集している事例があり、自宅からより近い場所に不燃ごみを出すことができれば、排出困難者にとっても負担軽減となるため、本市における導入について検討を進められたい。

- 直接搬入できない人は 1 ヶ月間、ごみと一緒に暮らす必要がある。収集回数が増えてこまめにごみ出しができるのであれば、有料でも構わないという意見がある。また、同居していない親族等のごみ出しを手伝うことを考えると、収集回数を拡充する必要がある。
- 不燃ごみの収集回数が他市に比べて少ないと感じる。施設に直接搬入できる人もいれば、そうでない人もあるので、小売店等での取り組みの推進や収

#### (2)排出困難者への支援

#### ①高齢者等への戸別収集の実施。

● 高齢等により自宅からごみステーションに排出できない場合で、ホームヘルプサービスを利用している等の一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を行い、廃棄物の適正排出の推進を図る。

#### 【第4期審議会答申】

- ●基本方針③において、「ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。
  - ②高齢者や障害者などの排出困難者を対象とした戸別収集の実施
- ●排出困難者対策として実施する戸別収集が、家族力・地域力の低下を招くことにならないよう、事業の具体化に向けては、本審議会や福祉関連部局、関連事業者等とのコミュニケーションに努められ、十分な配慮と工夫を図られたい。
- ●病気やけがなど、福祉施策での基準に該当しないようなケースについて もサービスを利用できる仕組みづくりも必要である。

#### ②在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

- 在宅医療で排出される不燃ごみは、感染のおそれがあるため地域の不燃ごみ 集積所には出せないこととしており、また、可燃ごみとしても出せないため、 リサイクルプラザに直接搬入することとしている。
- 在宅医療で発生する不燃ごみは減量を行うことが難しく、在宅医療での負担が増加することにもなる。
- このため、点滴や透析で発生するバッグ類等、在宅医療で発生する不燃ごみについては、一定の要件のもとで専用袋を配布し、安全に排出、収集することができるような負担軽減や仕組みづくりを行う。
  - ※支援策は個人を対象とし、医療機関等の事業者が排出する廃棄物はこれまでから市では回収しておらず本支援事業の対象外とする。また、注射針等の感染のおそれがある廃棄物は市施設では処理ができないためこれまでどおり医療機関等で回収し、適正処理する。

③ごみの分別や排出ルールの見直しに関する個別の説明など、	排出困難者を支
援・サポートする体制づくりの検討。	
【第5期審議会での意見】	

#### 2. 適正なごみ処理体制の維持

#### (1)廃棄物処理施設の整備・維持管理

#### ①廃棄物処理施設の整備

● すでに事業着手している清掃事務所 (焼却施設) の長寿命化工事と最終処分 場整備のほか、リサイクルプラザについても整備から 20 年が経過している ことから、今後改修が見込まれる。 適正なごみ処理体制を維持するため、大 規模な施設整備・改修が必要となっている。

#### 【各施設の更新予定】

·清掃事務所(焼却施設)長寿命化工事

事業期間:令和元年度~令和5年度

事業費 : 約35億円 能力 : 120 t /24H

供用期間:令和6年度~(15年間)

・最終処分場(中間処理後一般廃棄物埋立施設)整備工事(増設)

事業期間:平成26年度~令和3年度

事業費 :約14億円 ※埋立地のみの増設

能力 : 12万3千㎡

供用期間: 令和4年度~15年間(その後は新たな施設を整備)

・リサイクルプラザ(破砕・選別・圧縮・減容施設)の改修

状況 : 施設供用から約20年が経過し、近年中には大規模な改

修が必要となっている。

#### ②廃棄物処理施設の維持管理

- ●本市では処理施設の維持管理に年間約15億円のごみ処理費用を要している。市では、これまでから廃棄物処理施設の維持管理費用の削減に努めてきたが、施設の老朽化、要修繕箇所の増加、人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進む中で、施設維持と経費削減の両立が難しくなっている。
- こうした社会的背景に加え、消費税率の引上げ等により施設の整備・維持に要する費用は増加傾向にある。
- 市としては、経費削減に努めつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持する必要がある。

#### 【第5期審議会での意見】

● ごみ処理施設の見学等の機会を設け、施設そのものや、施設の維持に要するお金を見える形にすることにより、ごみ処理施設や費用が市民に見える形にすることが必要。

#### 3. ごみ処理手数料の見直し

# (1)不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、 埋立ごみ)の有料化

- ①不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ)の有料化
  - 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類については、指定ごみ袋制により料金を徴収する「不燃ごみの有料化」を行う。(単純従量制、ごみ処理手数料制)
  - 有料化により、ごみ減量や再使用、資源化に向けての市民の動機づけを進め、 環境負荷の低減や循環型社会の形成を推進する。また、ごみの排出量に応じ て費用負担する仕組みにすることで、公平な受益者負担の実現を目指す。
  - プラスチックごみに関しては、2019年6月のG20サミットにおいて、2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることが確認されるなど、プラスチックごみの削減や流出防止に向けては、国内外で取り組みが進められている。こうした中、海と共に歩み、発展してきた本市としても、海洋環境の保全とごみ減量の観点から、プラスチックごみの発生抑制に向けさらなる取り組みを進める必要がある。

#### 【手数料水準】

● 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討

#### 【第4期審議会答申】

- 不燃ごみの有料化は、公平な受益者負担の実現に資する取り組み。さらには、埋立ごみの削減、最終処分場の延命の観点からも市民一人ひとりが責任と自覚をもってごみを排出することにつながり、ごみ減量に効果がある。(「プラスチックごみの減量」関連意見)
- 有料化の検討にあたっては、…単に市民負担が増えるようなことにならないよう留意し、新たに発生する収入については、収集回数を増やすことや排出困難者への支援など、ごみに関するサービスの向上についても併せて検討されたい。(「公平な受益者負担の実現」「収集回数の拡充」関連意見)

- 埋立ごみは、現在は無料で多くの量を引き取っている。こうしたごみは、埋め立てるために広い土地の確保が必要であり、厄介なものであることから一番に有料化すべき。
- 有料化の目的や必要性を周知しないといけない。収入の用途が不透明なまま

では、市民は負担ばかり感じる。

● プラスチックごみの発生抑制とインセンティブの仕組みをうまく組み合わせて、プラスチックごみの削減を進めていくことが大切。

#### (2)可燃ごみの手数料見直し(値上げ)

#### ①さらなるごみ発生抑制に向けての必要性

- 本市では、平成 17年に可燃ごみの有料化を実施し、約 20%のごみ減量を 図ったところであるが、近年は 1 人 1 日あたりごみ量は横ばい傾向となっ ている。
- 平成 28 年度には京都府の 1 人 1 日あたりごみ量は 845gとなっており、 舞鶴市総合計画においても令和 4 年度には 896gまでごみ減量を図ること を目標としている。一方で、平成 29 年度実績では 916gとなっており、 京都府平均に向けては 5.7%、市目標に向けては 2.1%の減量が必要となっ ており、1 人 1 日あたりごみ量の減量に向け、さらなる発生抑制施策が必 要。
- 近年、プラスチックごみや食品ロスの削減など、ごみ減量への社会的要請はますます高まっており、こうした中、ごみ減量に取り組む市民とそうでない市民の間での取り組みの差は拡大している。ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担の実現を目指すことが必要となっている。

#### ②適正なごみ処理体制の維持からの必要性

- 消費税率の引き上げにより、収集業者や工事業者への支出や、廃棄物処理施設の維持を図る各種委託料など、施設の整備・維持に要する経費は増加し、経費削減のみでは既存の処理体制の維持は難しい。
- 今後、新規の施設整備や大規模な施設改修が必要となる中で、適正かつ安定 的なごみ処理体制を維持し、その財源確保を図ることが必要となっている。
- 全国的にも、また、近隣他市においても消費税相当分の料金改定や、ごみの 発生抑制を推進するための手数料の値上げを行っている。

#### 【第5期審議会での意見】

● 可燃ごみの処分手数料の値上げは市民からの理解が得にくいのではないか。

# (3)清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

#### ①直接搬入手数料の徴収

- ●本市でのごみ排出では、ごみ処理施設の近隣者と遠方者との間での公平性や 施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としている。
- 一方で、施設への直接搬入量は年々増加しており、施設周辺の環境悪化や道路渋滞など生活環境への影響、さらには、施設での誘導や分別指導、設備等に特別な費用を要することになっている。
- 特に、不燃ごみに関しては、近隣自治体では有料化されているが、本市では 無料で受け入れをしていることもあり、市外在住者や事業者による不適正な ごみ搬入が行われ、舞鶴市民の負担が増加する結果となっている。
- こうしたことから、施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については利用者が負担する仕組みとすることで、直接搬入を利用できる人・できない人、または、利用しやすい人・利用しにくい人との間の公平な受益者負担の実現を図る。

#### 【手数料水準】

● 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討

#### 【第4期審議会答申】

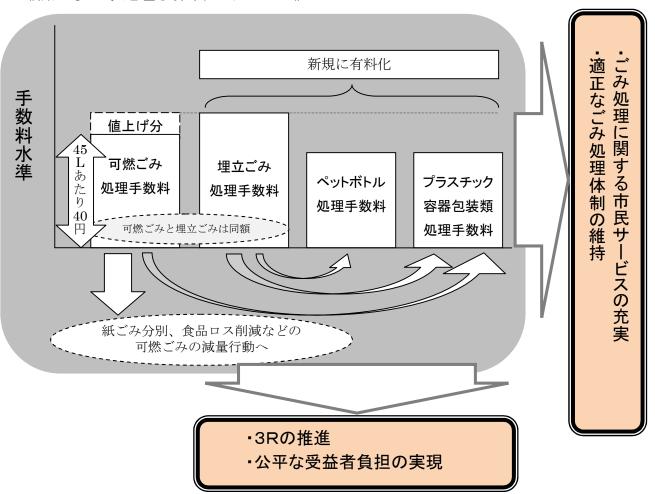
- 多くの市民がごみ減量に取り組み、適正に分別・排出しているにもかかわらず、市外からの越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などの、いわゆる「ただ乗り」が、本市の適正処理と減量努力、さらには公平な受益者負担の実現を阻害している実情は看過できないため、市においてはその改善に向け、搬入物検査や展開検査などの対策に早急に着手する必要がある。
- また、その取り組みと平行し、他市の事例を参考にしながら、搬入許可制による廃棄物排出状況や性状の確認、直接搬入の有料化、さらには、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化施策について研究する必要がある。(「公平な受益者負担の実現」関連意見)

- 直接搬入は自ら運ぶという点においては自立していると言えるのかもしれないが、CO2削減などの環境負荷の点から考えるとあまり良いことではない。市の事情を勘案しつつ、直接搬入を減らすことと市民サービスとのバランスを取った制度設計を行う必要がある。
- 直接搬入は臨時であるということを改めて市民が認識し、ライフスタイルや

慣習の見直しを含めて直接搬入のあり方について議論していくことが必要。

- 直接搬入は地域との関係性やライフスタイル等の事情があって集積所でご み出しができない人がやむを得ず行っている一方で、自分の好きなタイミン グで利用しているという側面もある。
- 直接搬入手数料については、事情が許す限りは徴収しないでほしい。

#### 《新たなごみ処理手数料のイメージ》



#### 4. その他のごみ減量施策、適正排出に向けて

- (1)ごみの集積所への排出について
  - (1)自治会向けのごみ集積所管理ルール
  - ②ごみ集積所の台帳整理
- (2)2尺を推進するための新たな取り組み
  - ①レジ袋の有料化
  - ②リユース活動の活性化
- (3)適正排出を推進する環境づくり
  - ①店頭回収や過剰包装の抑制など小売店による自主的な取り組み推進
- (4)既存事業(可燃ごみ処理手数料収入を活用した事業)
  - ①不法投棄対策(パトロール、啓発看板)
  - ②環境美化啓発看板の作成・配布
  - ③ボランティア清掃活動支援(専用袋の配布、ごみ回収)
  - 4紙おむつ専用袋の作成・提供
  - 5 古紙等資源回収報奨金
  - ⑥ごみ分別ルールブック、ごみ減量ちらしの作成・配布 など
- (5)第4期審議会答申によるもの
  - ①食品ロス(食品ごみ)・生ごみの減量啓発(3キリ運動の推進、食べ残しゼロ推進店舗の活用など)
  - ②プラスチックごみの減量(減量啓発、レジ袋有料化など)
  - ③リユース活動(情報発信など)
  - ④事業系ごみの減量(清掃事務所での事業系ごみの搬入物検査や展開検査、 指導、多量排出事業者への対応等、ごみの受け入れ体制の見直し)
  - ⑤紙ごみ(分別啓発、資源化ルート確保)
  - ⑥公平な受益者負担の実現(越境ごみ・ただ乗り対策、受け入れ体制の見直 し)
  - ⑦立ち番(管理ルールの整備、立ち番の任意化、学習機会の確保)
  - ⑧戸別収集(家族力・地域力を損なわない戸別収集の実施)
  - ⑨排出機会の確保(店頭回収、拠点型集団回収、公共施設での拡充、紙おむ つ専用袋の交付拠点拡充、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2 回収集)

⑩コミュニティの維持・活性化(自治会活動への支援、自治会への情報提供、共有、意見交換、集団回収やリユースへの支援)

#### 【第4期審議会答申】

ごみの種別ごとの処理費用を明らかにするとともに、本市のごみをめぐる現状について積極的に市民に情報発信しなければならない。

- ・事業者向けの施策や啓発をもっと表に出していくべき。
- ・小売店等の事業者でもごみ減量やリサイクルなどの自主的な取り組みをしているが、コストばかりかかる印象がある。

#### 実施スケジュールのイメージ

# 1. ごみ処理に関する 市民サービスの充実

#### 第1段階

- ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集
- ・排出困難者への支援

#### 3. ごみ処理手数料の見直し

- ・不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ) の有料化(収集、直接搬入)
- ・可燃ごみの手数料見直し(値上げ
- ・定額制による直接搬入の受け入れ



第2段階

・従量制による直接搬入の有料化の検討

#### 審議日程

第1回	1月22日	報告等
第2回	3月25日	諮問、意見交換
第3回	5月27日	意見交換
第4回	8月19日	意見交換
第5回	10月 日	意見交換(中間答申素案)
第6回	11月	中間答申
		ごみ処理基本計画の中間見直し審議
	令和2年10月	最終答申